広島地方裁判所福山支部

令和２年４月１日施行の民事執行法改正により、入札制度が変わりました。

■暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
■暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※１

が入札書ごとに必要になります。※２、※３

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

（宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の嘱託が行われません。）

※１　陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。
※２　入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
※３　記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
①住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。
②自己資金で入札する場合は、陳述書１枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある□にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

令和　８年（ヌ）第　　１５号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月　９日
広島地方裁判所福山支部
裁判所書記官　河　合　明日香

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１１月２５日　午前　９時００分から 令和　８年１２月　１日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時	令和　８年１２月　４日　午前１０時００分
	場　所	広島地方裁判所福山支部売却場
売却決定期日	日　時	令和　８年１２月２４日　午後　３時００分
	場　所	広島地方裁判所福山支部
特別売却実施期間	令和　８年１２月　９日　午前　９時００分から 令和　８年１２月　９日　午後　４時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月　９日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 498, 000 1, 198, 400	一括	300, 000	24, 658	0
1	689, 000				
2	809, 000				
備考					

令和　8年（ヌ）第　　15号

物　件　目　録

1　所　　在　福山市田尻町字横枕

　　地　　番　１８０９番

　　地　　目　宅地

　　地　　積　２７４．３８平方メートル

2　所　　在　福山市田尻町字横枕１８０９番地

　　家屋　番号　１８０９番

　　種　　類　居宅

　　構　　造　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　１階　１０３．７２平方メートル
　　２階　６１．８０平方メートル

令和　８年（ヌ）第　　１５号

物　件　明　細　書

令和　８年　９月２８日
広島地方裁判所福山支部
裁判所書記官　河　合　明日香

1　不動産の表示
【物件番号１，２】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
【物件番号１】
本件土地につき，売却対象外の建物（家屋番号１８６番）のために法定地上権が成立する。

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号１，２】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号２】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
【物件番号１】
売却対象外の土地（地番１８１０番）を通行のため利用している。

《　注　　意　　書　》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　8年（ヌ）第　　15号

物　件　目　録

1　所　　在　福山市田尻町字横枕

　　地　　番　１８０９番

　　地　　目　宅地

　　地　　積　２７４．３８平方メートル

2　所　　在　福山市田尻町字横枕１８０９番地

　　家屋　番号　１８０９番

　　種　　類　居宅

　　構　　造　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　１階　１０３．７２平方メートル
　　２階　６１．８０平方メートル

令和　8年（ヌ）第　15号

令和　8年　9月15日提出

現 況 調 査 報 告 書

広島地方裁判所福山支部

執 行 官　杉　原　弘　展

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

令和　8年（ヌ）第　　15号

物　件　目　録

1　所　　在　　福山市田尻町字横枕

　　地　　番　　１８０９番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２７４．３８平方メートル

2　所　　在　　福山市田尻町字横枕１８０９番地

　　家屋　番号　　１８０９番

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　　１０３．７２平方メートル
　　２階　　６１．８０平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	未実施
土地	物件　1
現況地目	■宅地（物件　1）　□公衆用道路（物件　）　□雑種地（物件　）
形状	□公図(法14条1項地図)のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者 上記の者が本件土地上に下記建物を所有して，占有している □その他の者 □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	□ない ■ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	
建物	物件　2
種類・構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） 種　類： 構　造： 床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者 上記の者が本建物を　住　居　として使用している。 □その他の者 □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある　　地方裁判所　　支部　平成　　年（　）第　　号 保管開始日　平成　　年　　月　　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

目的外建物の概況（物件　1　関係）		
1	所在	広島県福山市田尻町字横枕　１８０９番地，１８１０番地
	家屋番号	□ない（未登記）　■１８６番
	種類	□居宅　□店舗　□共同住宅　□工場　□倉庫　■物置
	構造	木造スレート葺平家建（公簿　木造草・瓦葺平家建）
	床面積（概略）	約　３４．６１㎡（公簿　６３．０６㎡）
	所有者	■土地所有者　□その他の者（　　）　□不明
	建築時期	■昭和４５年以前 □不明
	建築者	□現所有者　□その他の者（　　）　■不明
	その他の事項	
2	所在	
	家屋番号	□ない（未登記）　□
	種類	□居宅　□店舗　□共同住宅　□工場　□倉庫　□
	構造	
	床面積（概略）	
	所有者	□土地所有者　□その他の者（　　）　□不明
	建築時期	□　　年　月　日ころ □不明
	建築者	□現所有者　□その他の者（　　）　□不明
	その他の事項	

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所記載のとおり

その他の事項
物件１の土地は，物件２の建物及び目的外建物の敷地として利用されている。 物件１の土地は，その北側を市道（公図上は地番の記載のない狭長地）に接面している。 本件建物１階の台所等の床に緩みが観られた。 本件建物内は猫の飼育による汚損が認められた。 本報告書に添付した写真には，広角で撮影したものがある。

関係人の陳述等	
陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■所有者	本件建物は，私が住居として利用しています。 本件土地建物に私ら家族以外の利用者はいません。 本件建物の北側にある建物（目的外建物）は私の所有で，祖父が建てたものだと思います。目的外建物の東側部分は減築しています。 本件建物には風呂はなく，目的外建物に造った風呂を利用しています。 本件建物から東側里道に出るためには，私が所有する 1810 の土地を通る必要があります。 本件建物では，３匹の猫を所有しています。

執行官の意見
本件土地建物には，所有者の陳述に沿った占有が認められ，所有者以外の者の占有の表徴は観られなかった。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所記載のとおり

（調査経過用）

調　査　の　経　過		
調　査　の　日　時	調　査　の　場　所　等	調　査　の　方　法　等
8年　7月16日 8：40－　9：00	物件所在地	物件確認，占有調査，写真撮影 所有者から占有状況等聴取
8年　7月17日	広島法務局福山支局	公図，地積測量図，建物図面，登記事項要約書交付申請
8年　7月21日		期日通知書送付
8年　8月12日 9：25－10：05	物件所在地	物件確認，占有調査，写真撮影 所有者と面談
8年　8月12日	広島法務局福山支局	建物図面，全部事項証明書交付申請 （目的外建物）

（特記事項）

□　令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていると予想されたので，立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□　令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていたので，立会人　　を立ち会わせ，技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

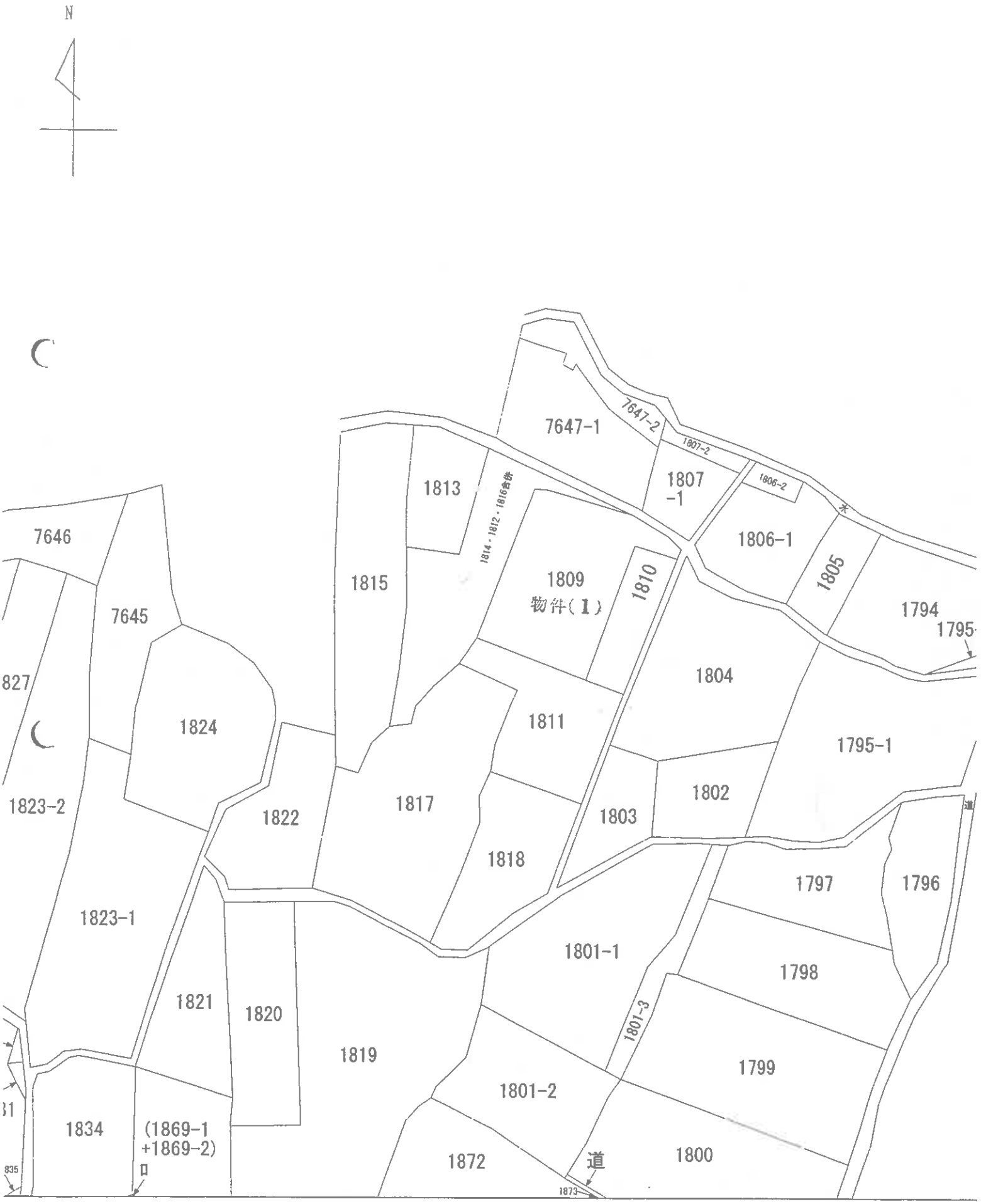
□　令和　　年　　月　　日
　休日・夜間執行許可の提示をした。

□

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所記載のとおり

地図に準ずる図面

イ　1830
ロ　1867・1868　　合併

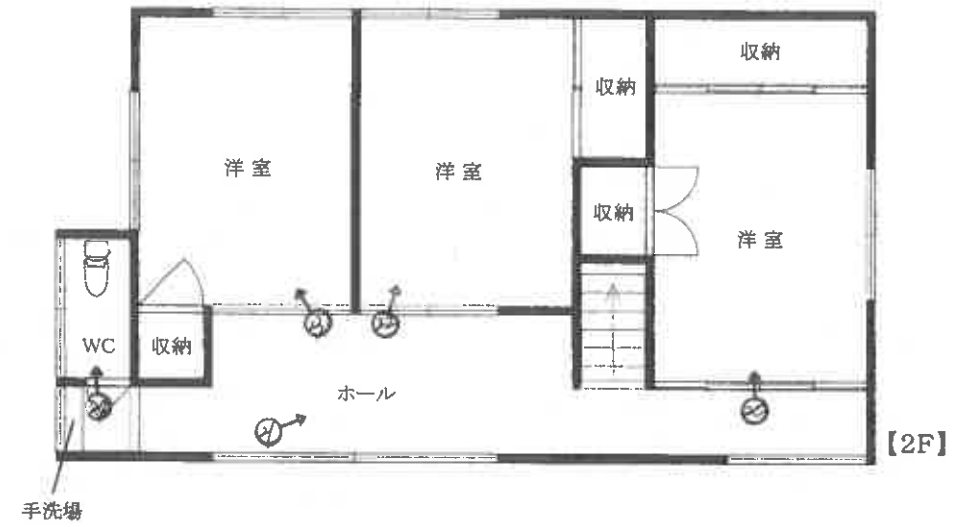


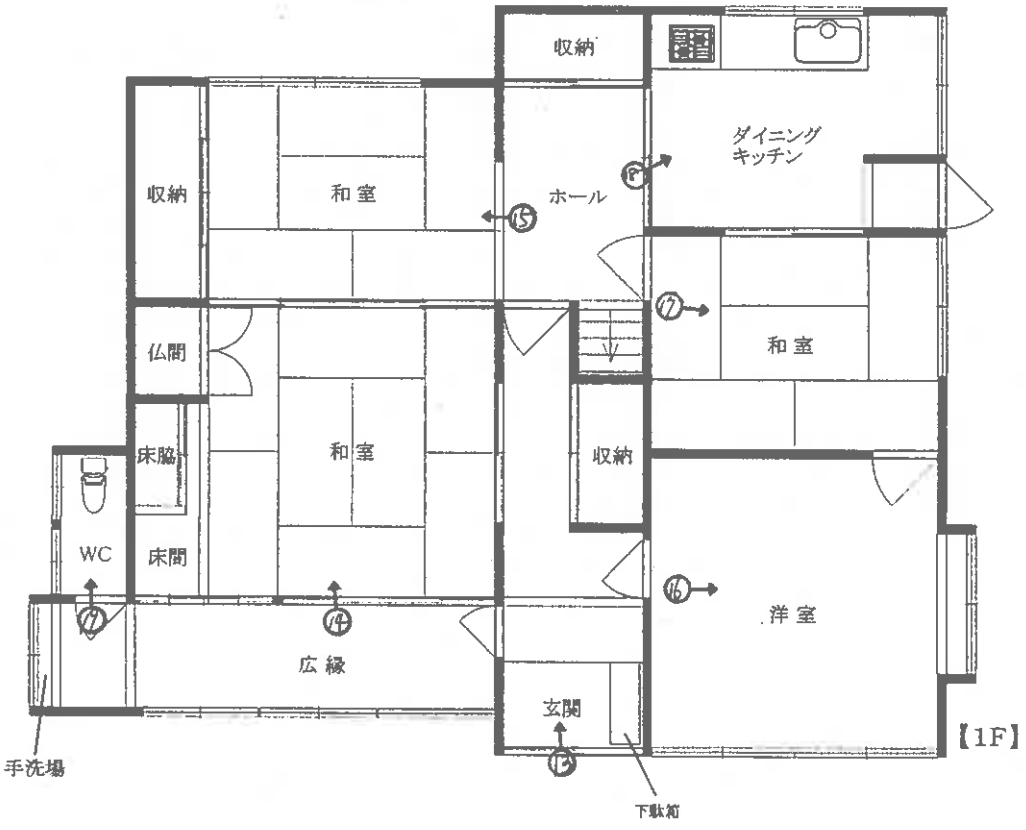
地



土地建物位置関係図

S＝1/free





≪ 物件 2 ≫

概略建物間取図	S＝1/free

写真１



写真２



写真３



写真 4



写真 5



写真 6



境界はイメージである

写真 7



境界はイメージである

写真 8



写真 9



写真 10



写真 11

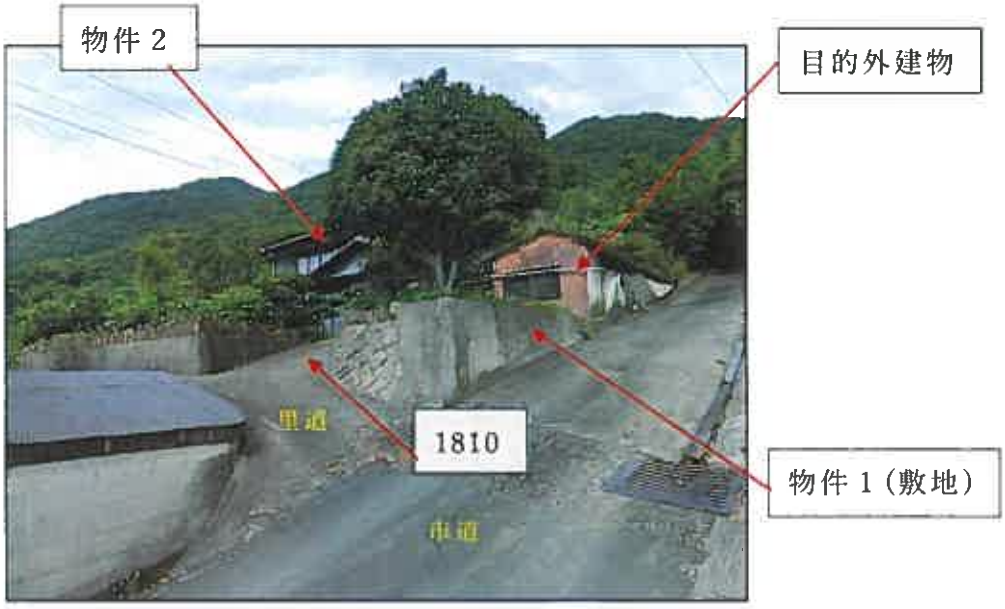


写真 12



写真 13



写真 14



写真 15



写真 16



写真 17



写真 18



写真 19



写真 20



写真 21



写真 22



写真 23



写真 24



令和 8 年（ヌ）第　15　号
令和 8 年 8 月 12 日 現地調査
令和 8 年 9 月 23 日　評 価

広島地方裁判所 福山支部

評　　価　　書

評価人　不動産鑑定士
古 井 正 則　印

第１　評 価 額

一　括　価　格	
金 1,498,000 円	
内　訳　価　格	
物件１（土地）	金 689,000 円
物件２（建物）	金 809,000 円

１　一括価格は、物件１、２の各不動産について、一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。

２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

３　物件１の内訳価格は物件２及び目的外建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件２の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評 価 の 条 件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目 的 物 件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登　　記	現　　況
1	所　在 地　番 地　目 地　積	福山市田尻町字横枕 １８０９番 宅 地 274.38 ㎡	特記事項記載のとおり
2	所　在 家屋番号 種　類 構　造 床面積	福山市田尻町字横枕 １８０９番地 １８０９番 居 宅 木造瓦葺２階建 １階　103.72 ㎡ ２階　61.80 ㎡ 延べ　165.52 ㎡	同 左

番号	特　　記　　事　　項
1	画地内北東側に、以下の目的外物件が存する。 所　在　：福山市田尻町字横枕 １８０９番地 家屋番号　：１８６番 種　類　：物 置 構　造　：木造スレート葺平家建 床面積　：約 34.61 ㎡

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況 及び 利用状況等 （ 物件１ ）

位置・交通	ＪＲ山陽本線「福山」駅 の南方・直線距離 約 7.5 km （別添「位置図」参照）	
付近の状況	農地等が多く残る中に戸建住宅等が建ち並ぶ緩傾斜地の住宅地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域内 市街化調整区域 － 70 % 200 % － 宅地造成等工事規制区域、立地適正化計画区域内 土砂災害警戒区域
画地条件	規模　274.38 ㎡	間口　約 7 m 奥行　約 20 m 形状　不整形 接面状況　角地 その他　－
接面道路の状況	北側 約 2.8～3.0 m 程度　舗装 市道　画地が約1.0～▲0.5m高い 東側 約 0.9 m 程度　舗装 里道　画地が約1.0m程度高い ※ 福山市建築指導課にて、北側接面道路については建築基準法上の道路に該当し（建築基準法第42条第2項）、東側接面道路については同法規定の道路に該当しない旨の説明を受けた。なお、買受希望者自身による 確認が必要である。	
土地の利用状況等	現状は 物件２ の建物 及び 目的外建物 が存する。 隣地は、戸建住宅・農地 等。 目的外建物　あり。	
供給処理施設	上水道 接面道路の本管敷設　あり 本物件内への引込　あり ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。	
	都市ガス 接面道路の本管敷設　なし 本物件内への引込　なし ※ここでの「都市ガス」とはガス事業法の規定による一般ガス事業により供給される天然ガスを言う。簡易ガス・ＬＰＧ等はこれに含まれない。	
	公共下水 接面道路の本管敷設　なし 本物件内への引込　なし ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。	
特記事項	・東側接面道路については、接道部分がごくわずかであること及び高低差を有することから、実質的に無効用であるものと判断される。 ・北側接面道路について、中心後退２ｍのセットバックを要する。 ・上水道の引込につき、物件１の土地の外部である可能性がある。	

2　建物の概況 及び 利用状況 （ 物件２ ）

区　　分	主である建物
建築時期 及び 経済的 残存耐用年数	建築年月日(登記記載)： 昭和 45 年 6 月 8 日 新築 経　過　年　数　：約 56 年 経済的残存耐用年数　：約 2 年
仕　　様	構　造：　第３ 目的物件欄記載のとおり。 屋　根：　第３ 目的物件欄記載のとおり。 外　壁：　モルタル等 内　壁：　クロス貼、合板貼、センイ壁等 天　井：　石膏ボード、目透天井等 床　：　畳、フローリング等 設　備：　電気、給排水、浄化槽等 その他：　　－
床面積(現況)	第３ 目的物件欄記載のとおり。
現況用途等	現況用途： 居 宅 間 取 り： 添付の附属資料「概略建物間取図」のとおり。
品　　等	普 通
保守管理の状態	やや劣る　（『現況調査報告書』参照 ）
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	・【 建築確認台帳 】 建築確認 ：昭和44年12月3日、 第 3000 号 検査済証 ：交付の記録なし 建築場所 ：広島県福山市田尻町 1809 主要用途 ：住 宅　　工事種別 ：新 築 敷地面積 ：445.12 ㎡　　延床面積 ：164.594 ㎡ 構　　造 ：木造　地上２階建

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

（１）建付地価格（ 物件１ ）

目的土地の建付地価格等を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格（円/㎡）ア	個別格差 イ	地積（㎡）ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格等（円）ア×イ×ウ×エ×オ
1	13,100	0.87	274.38	0.90	1	2,814,000

ア　標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※ 標準画地を、北側で幅員約3.0m程度の舗装市道に略等高接面する地積約200㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価公示価格（ 福 山 － ７０ ）

公示価格等（円/㎡）a	時点修正 b	標準化補正 c	地域格差 d	規準価格（円）a×b×c×d
14,700	99.0/100	100/100	100/111	13,100

◇時点修正　：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差　：街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ　個別格差：

〔 物件１ 〕

角 地	1.00
形 状	0.97
接道状況	0.90
相 乗 積	0.87

※ 土砂災害警戒区域等については地域要因として考慮。

ウ　地　　積：登記数量による。

エ　建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ　持　　分：共有持分（完全所有権の場合は１と表記）

（2）建物価格（ 物件 2 ）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持 分 エ	建物の価格(円) ア×イ×ウ×エ
2	180,000	165.52	0.02	1	596,000

ウ　現価率：

〈 物件２ 〉

経過年数 a	経済的残存耐用年数 b	経済的全耐用年数 a＋b	残価率	観察減価
56 年	2 年	58 年	0 %	40 %

現価率＝〔残価率＋（１-残価率）×（経済的残存耐用年数÷経済的全耐用年数）〕
×(100%-観察減価)＝ 0.02

エ　持　　分：共有持分（完全所有権の場合は１と表記）

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

（1）土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用割合 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格（円） ア×イ×ウ
1	2,814,000	0.75	0.50	法定地上権	1,055,000
		0.25	0.50	法定地上権	352,000
一括価格（合計）					1,407,000

イ　土地利用割合

：物件１　上には　物件２　の建物　及び　目的外建物　が存することから、
各々の建物に係る敷地利用割合を、その建物面積比により以下の通り按分した。

	建物	建築面積	構成比
物件　1	物件　2	103.72 ㎡	0.75
	目的外建物	約　34.61 ㎡	0.25

ウ　土地利用権等割合：

物件２：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 50 %と査定した。

目的外建物：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 50 %と査定した。

（2）内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格(円) ア	土地利用権等価格の控除及び加算(円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額(円) (ア＋イ)×ウ×エ×オ
1	2,814,000	－ 1,407,000		0.70	0.70	689,000
2	596,000	＋ 1,055,000	1.00	0.70	0.70	809,000
一括価格（合計）						1,498,000

ウ　占有減価修正　：必要なし。

エ　市場性修正　：土地上に目的外建物が存すること等による市場性の減退等につき考慮した。

オ　競売市場修正　：第２　評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参 考 価 格 資 料

１　地価公示価格（ 福 山 － ７０ ）

所　　在　：福山市田尻町字中ノ北 １５２５番１
価　　格　：14,700 円/㎡
位　　置　：ＪＲ山陽本線「福山」駅 南方 道路距離 約 8.6 km に位置する。
価 格 時 点：令和8年1月1日
地　　積　：171 ㎡
供給処理施設：水道
接 面 街 路：南西 側 3.0 m 市道
用途指定等：市街化調整区域 （ 建蔽率 70 %、容積率 200 % ）
地域の概要：農家住宅等が建ち並ぶ緩傾斜地の住宅地域

２　固定資産税評価額 （ 令和 ８ 年度 ）

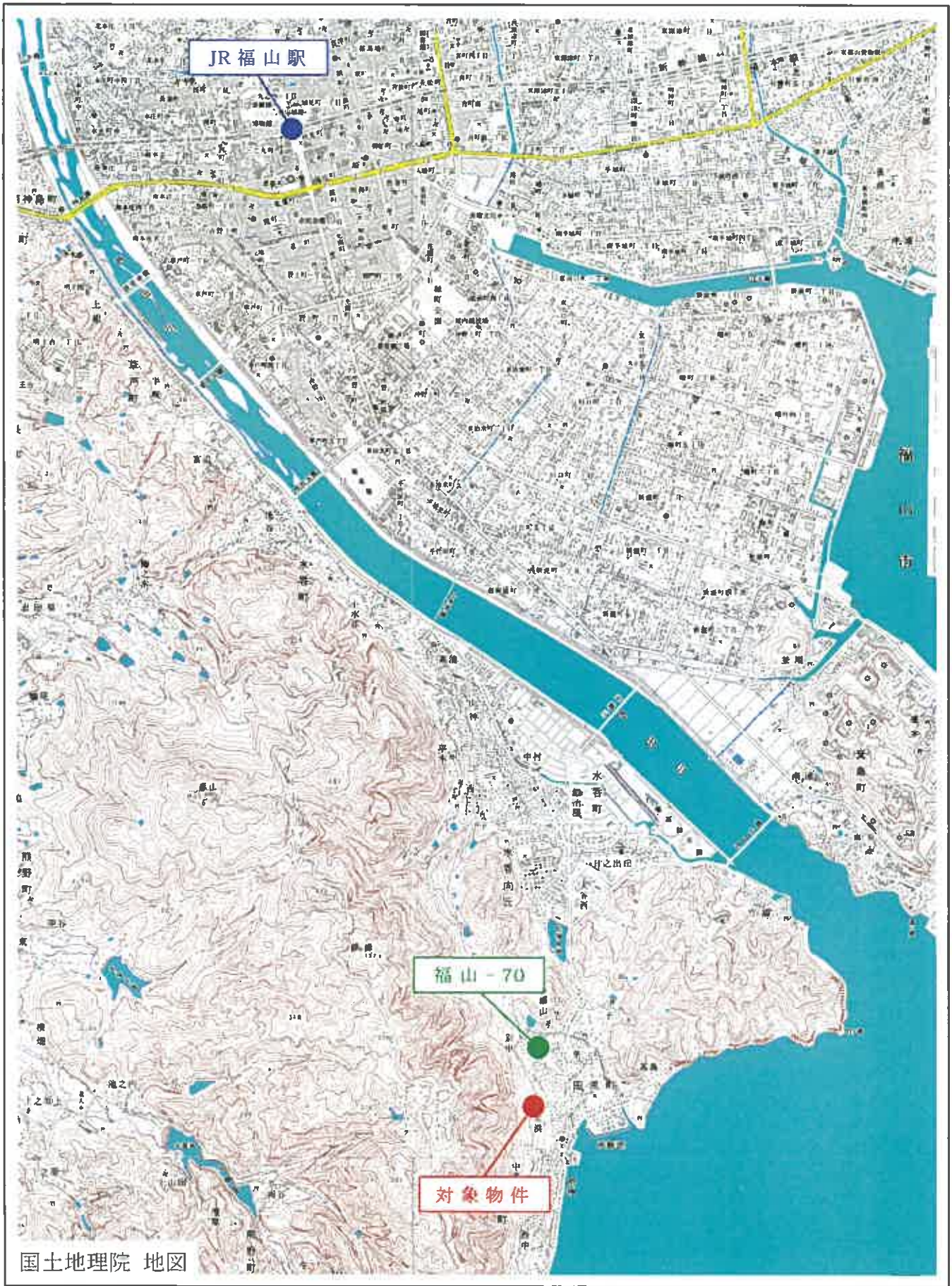
物件１　2,583,177 円 （１㎡当たり 9,415 円）、 課税地積 274.38 ㎡
物件２　1,164,097 円 （１㎡当たり 7,013 円）、 課税床面積 165.98 ㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第７　附 属 資 料

１　受命物件の位置図
（ 国土地理院 縮尺1/free、福山市「白図」縮尺 1/10,000 ）
２　公図写し（法務局備付）
３　建物図面・各階平面図写し（法務局備付）　※ Ａ３→Ａ４ へ縮小
４　概略建物間取図
５　土地建物位置関係図

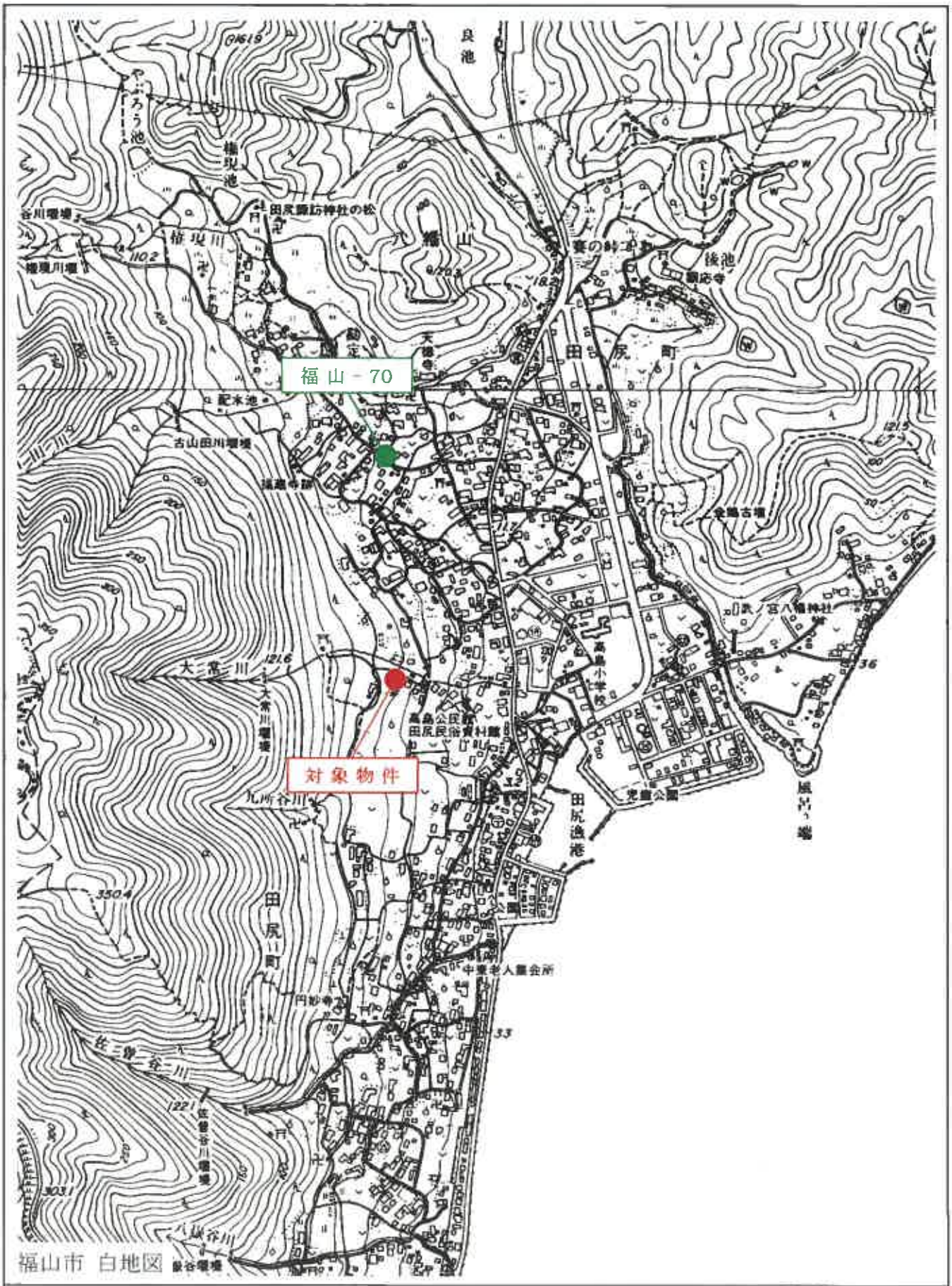
以 上

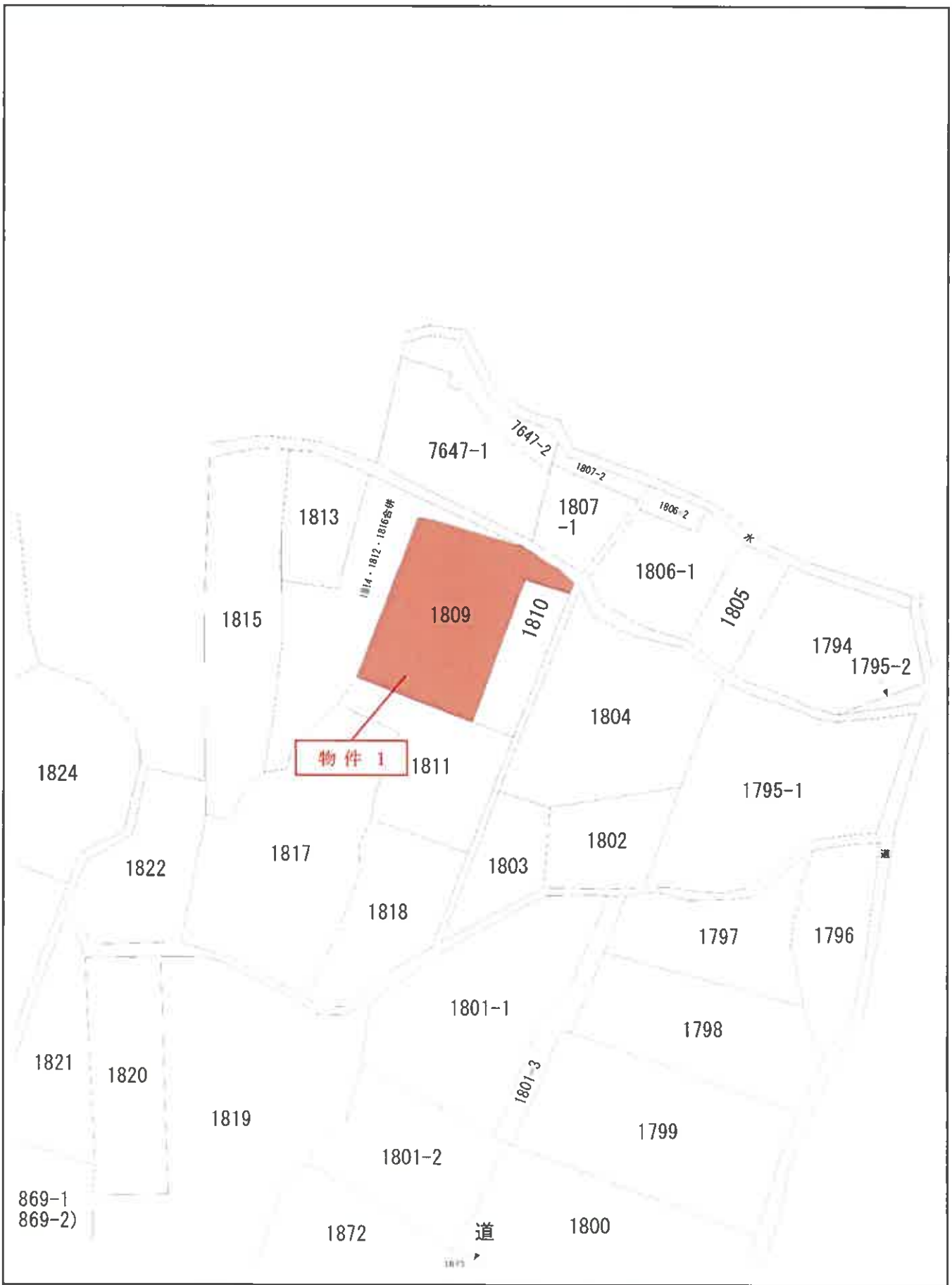


N

位　置　図

S＝1/free


福山－70
対象物件
福山市 白地図
N
位 置 図
S＝1/10,000


7647-1
7647-2
1807-2
1806-2
1813
1807
-1
1806-1
1815
1809
1810
1805
1794
1795-2
1804
物件 1
1811
1824
1795-1
1822
1817
1803
1802
1818
1797
1796
1801-1
1798
1821
1820
1801-3
1819
1799
1801-2
869-1
869-2)
1872
道
1800
N
公 図 写
S＝1/600

登記日計：昭和46年12月9日

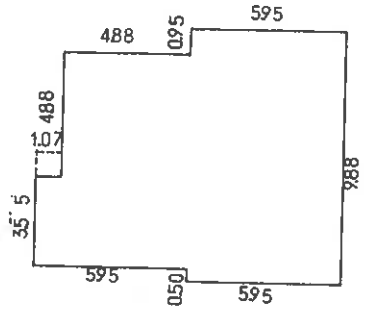
0981111

S46.12.9

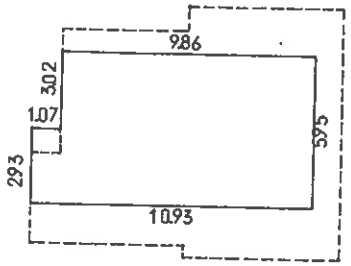
建物図面
各階平面図

家屋番号	1809
建物の所在	福山市田尻町字横枕 1809

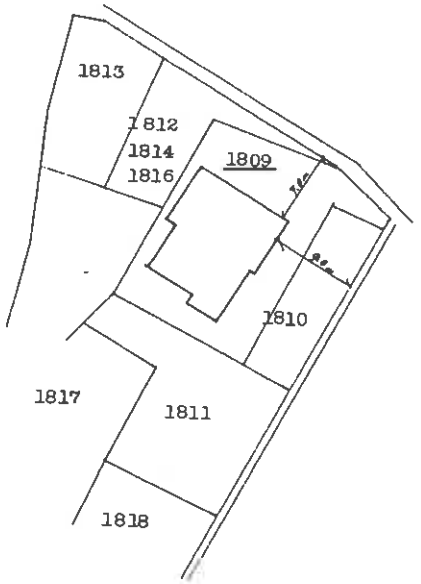
1階



2階



S = 1:200



S = 1:500

求積			
	横	縦	積
壱階	5.95	9.88	58.7860
	4.88	4.88	23.8144
	5.95	3.55	21.1225
	合計		103.7227 ㎡
弐階	9.86	3.02	29.7772
	10.93	2.93	32.0249
	合計		61.8021 ㎡

昭和四六年壱弐月七日

作製年月日

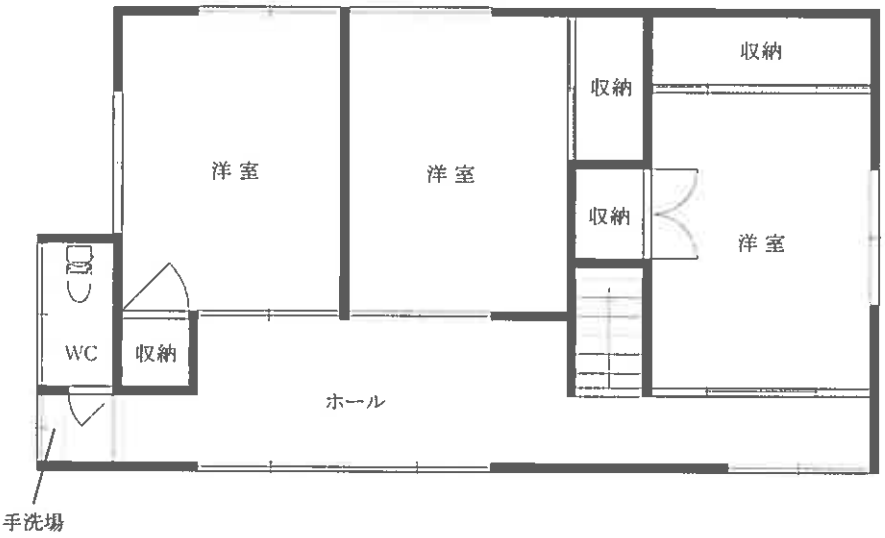
作製者

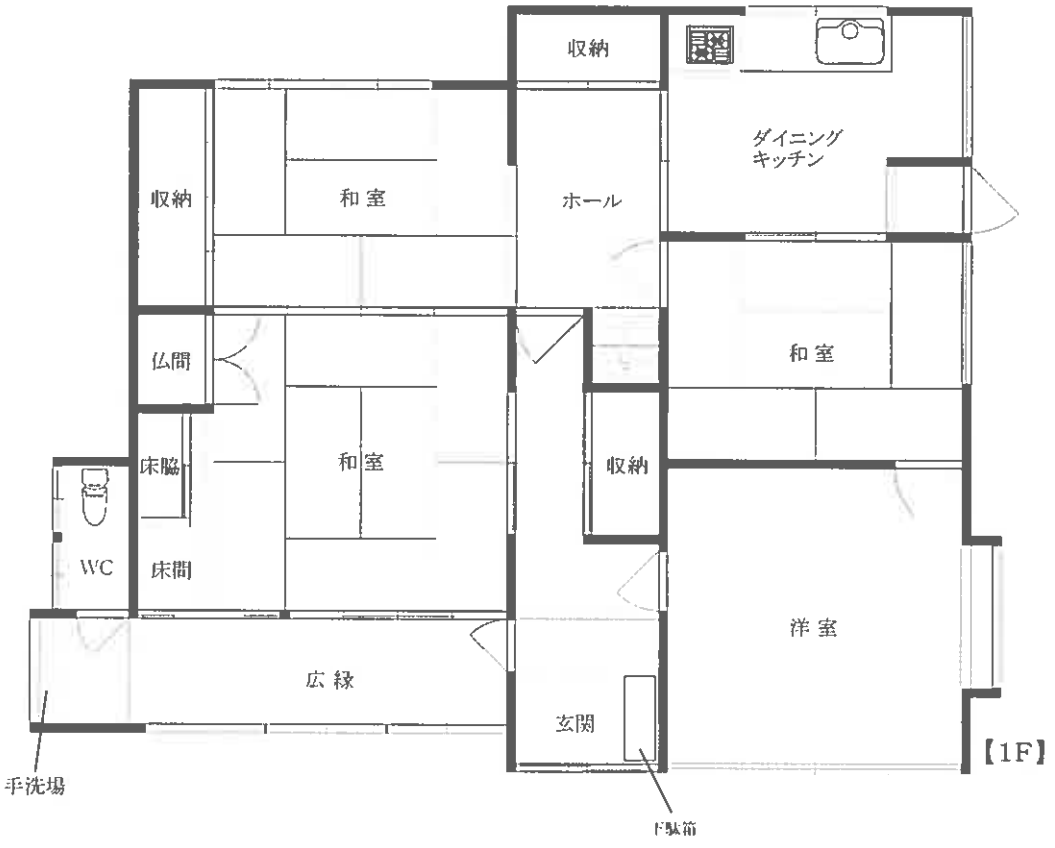
土地家屋調査士

申請人

縮尺 1/

（広島県土地家屋調査士会用紙）





≪ 物件２ ≫

概略建物間取図

S＝1/free



土地建物位置関係図

S＝1/free